



平成18年5月30日

各位

会社名 株式会社 ニチリョク
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
寺村久義
(コード番号: 7578 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役兼常務執行役員
矢田欣也
(TEL: (03) 3396-3052)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月30日開催の取締役会において、平成18年6月22日に開催予定の第40期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、つぎのとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (4) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役の責任免除制度に基づき、責任免除規定を新設するものです。
- (5) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (6) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるとみなされております。

- 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- 当社は株券を発行する旨の定め。
- 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|--|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条(商号) 当社は、株式会社ニチリョクと称し、英文では、 <u>NICHIRYOKUCO.,LTD.</u> と表示する。 | 第1条(商号) 当社は、株式会社ニチリョクと称し、英文では、 <u>NICHIRYOKU CO.,LTD.</u> と表示する。 |
| 第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| (1)墓地及び納骨堂の建設、販売及び運営管理 | (1)墓地および納骨堂の建設、販売及び運営管理 |
| (2)各種祭祀の企画及び請負 | (2)各種祭祀の企画および請負 |
| (3)石材製品の設計、製造、販売及び施工 | (3)石材製品の設計、製造、販売および施工 |
| (4)仏壇、仏具の販売 | (4)仏壇、仏具の販売 |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(5)葬祭に関わる贈答品の販売 (6)石材の採掘及び販売 (7)各種工業製品の塗膜及び塗装 (8)不動産の販売、仲介、貸付及び土地造成 (9)保養及び療養施設の企画及び運営 (10)乗用車両及び船舶の販売及び貸付 (11)飲食店の経営及び食品類の販売 (12)医療器具及び医薬品の販売 (13)電気製品の販売 (14)葬斎場及び火葬場の運営 (15)生命保険、損害保険の代理業 (16)一般貨物自動車運送事業 (17)医療、介護、福祉、住宅、保健、衛生、就業、経営、葬儀・お墓及び仏壇購入資金、遺言作成、資産運用に関するコンサルタント業 (18)パソコン教室・カルチャー教室の運営、各種セミナーの開催、機関誌の発行及びグループ旅行の企画・幹旋</p> | <p>(5)葬祭に関わる贈答品の販売 (6)石材の採掘及び販売 (7)各種工業製品の塗膜および塗装 (8)不動産の販売、仲介、貸付および土地造成 (9)保養、療養施設の企画および運営 (10)乗用車両、船舶の販売および貸付 (11)飲食店の経営および食品類の販売 (12)医療器具および医薬品の販売 (13)電気製品の販売 (14)葬斎場および火葬場の運営 (15)生命保険、損害保険の代理業 (16)一般貨物自動車運送事業 (17)医療、介護、福祉、住宅、保健、衛生、就業、経営、葬儀・お墓および仏壇購入資金、遺言作成、資産運用に関するコンサルタント業 (18)パソコン教室・カルチャー教室の運営、各種セミナーの開催、機関誌の発行およびグループ旅行の企画・幹旋</p> |
| <p>(19)コンピューターソフトウェアの開発・販売、パソコン及び情報周辺機器の販売・リース業 (追加) (20)上記各号に附帯する一切の業務 第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都杉並区に置く。 (新設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを為す。</p> | <p>(19)コンピューターソフトウェアの開発・販売、パソコンおよび情報周辺機器の販売・リース業 (20)建築工事・土木工事の施工(請負) (21)上記各号に附帯する一切の業務 第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都杉並区に置く。 第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人 第5条(公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> |
| <p>第2章 株 式</p> <p>第5条(発行する株式の総数及び株式の消却) 当社の発行する株式の総数は、48,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 (新設)</p> | <p>第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。</p> <p>第7条(自己株式の取得) 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> |
| <p>第7条(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> | <p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> |
| <p>2.当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券は発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> | <p>2.当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第10条(单元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4)单元未満株式の売渡しを請求する権利</p> <p>第11条(单元未満株式売渡請求)</p> <p>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>2.前項の規定による請求をした单元未満株主は、当社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。</p> |
| <p>第8条(株式取扱規程)</p> <p>当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条(名義書換代理人)</p> <p>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2.当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3.当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> | <p>第12条(株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条(株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3.当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> |
| <p>第10条(基準日)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> | |
| <p>2.前項の他、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> | |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条(招集の時期及び議決権)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条(招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---|---|
| (新設) | <u>第15条(定時株主総会の基準日)</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 |
| 第12条(招集者及び議長) 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 | 第16条(招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 |
| 2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (新設) | 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |
| 第13条(決議方法) 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 | 第18条(決議方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 |
| 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。 | 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 |
| 第14条(議決権の代理行使) 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として株主総会においてその議決権を行使することができる。 2. 株主または前項の代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (新設) | 第19条(議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 |
| 第4章 取締役及び取締役会 第15条(員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 | 第20条(議事録) 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第4章 取締役および取締役会 第21条(員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 |
| 第16条(選任) 当社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 | 第22条(選任および解任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 |
| | 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。 | 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 |
| (新設) | 4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第17条（任期） <u>当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> | <p>第23条（任期） <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> （削除）</p> |
| <p>第18条（代表取締役及び役付取締役） <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名の他、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名を置くことができる。 （新設）</p> <p>第19条（招集者及び議長） <u>当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第20条（招集通知） <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> | <p>第24条（代表取締役および役付取締役） <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条（執行役員） <u>取締役会の決議によって執行役員をおくことができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の招集権者および議長） <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第27条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>（新設）</p> <p>第21条（決議方法） <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u> （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第22条（取締役会規程） <u>当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項の他、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会が定める取締役会規程による。</u></p> | <p>2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第28条（決議方法） <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第29条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第30条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第31条（取締役会規程） <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第23条（相談役及び顧問） 当社は、取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</p> | <p>第32条（相談役および顧問） 取締役会の決議によって相談役および顧問を置くことができる。</p> |
| <p>第24条（報酬） 当社の取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。 （新設）</p> | <p>第33条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第34条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会 第25条（員数） 当社の監査役は、4名以内とする。 第26条（選任） 当社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 （新設） 第27条（任期） 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第5章 監査役および監査役会 第35条（員数） 当社の監査役は、4名以内とする。 第36条（選任および解任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第37条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |
| <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 第28条（常勤監査役） 監査役の互選により、常勤の監査役を定める。 第29条（招集通知） 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新設）</p> | <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 第38条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 第39条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> |
| <p>（新設）</p> | <p>第40条（監査役会の議事録） 当社の監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第30条（監査役会規程） <u>当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | <p>第41条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> |
| <p>第31条（決議方法） <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の他、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第32条（報酬） <u>当社の監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u> （新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>第42条（決議方法） <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の他、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第43条（報酬等） <u>当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第44条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 会計監査人</p> <p>第45条（選任および任期） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> |
| <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条（営業年度及び決算期） <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> | <p>2. <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第46条（報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第47条（会計監査人の責任限定契約） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第7章 計 算</p> <p>第47条（事業年度） <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> |
| <p>第34条（利益配当金の支払） <u>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者に支払う。</u></p> | <p>第48条（期末配当金） <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第35条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第36条（配当金の除斥期間） <u>利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払いの<u>利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> | <p>第49条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>第50条（配当金の除斥期間等） <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払いの<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p> |